

多度津町パートナーシップ

宣誓制度ご利用の手引き

(令和7年12月15日改訂版)



多度津町 住民環境課



はじめに

多度津町では、「多度津町人権擁護に関する条例」の基本理念に基づき、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちづくりを進めています。

【パートナーシップ宣誓制度】とは、現行の法律上の婚姻関係とは異なり、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、「戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支えあう」関係にあることを宣誓し、町がその関係を公的に証明する制度です。

性的少数者（性的マイノリティ）とは？

人の性は、単に男と女に二分できるものではなく、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」などの組み合わせや割合によって、さまざまに変化します。私たち一人ひとりの顔や性格が異なるように、その性質は人それぞれです。

【性的少数者（性的マイノリティ）】とは、どの性別に好意を抱くのかを表す「性的指向」や自分の性別をどう認識しているかという「性自認」について、多くの人が＜普通＞と考えている性の在り方に違和感を覚えている方たちの総称です。

目次

1 パートナーシップを宣誓することができる方 P1

2 パートナーシップ宣誓の『予約』から『証明書交付』までの流れ P2

3 宣誓時にご用意いただくもの（必要書類） P3

4 宣誓証明書が利用可能な多度津町の行政サービス一覧 P5

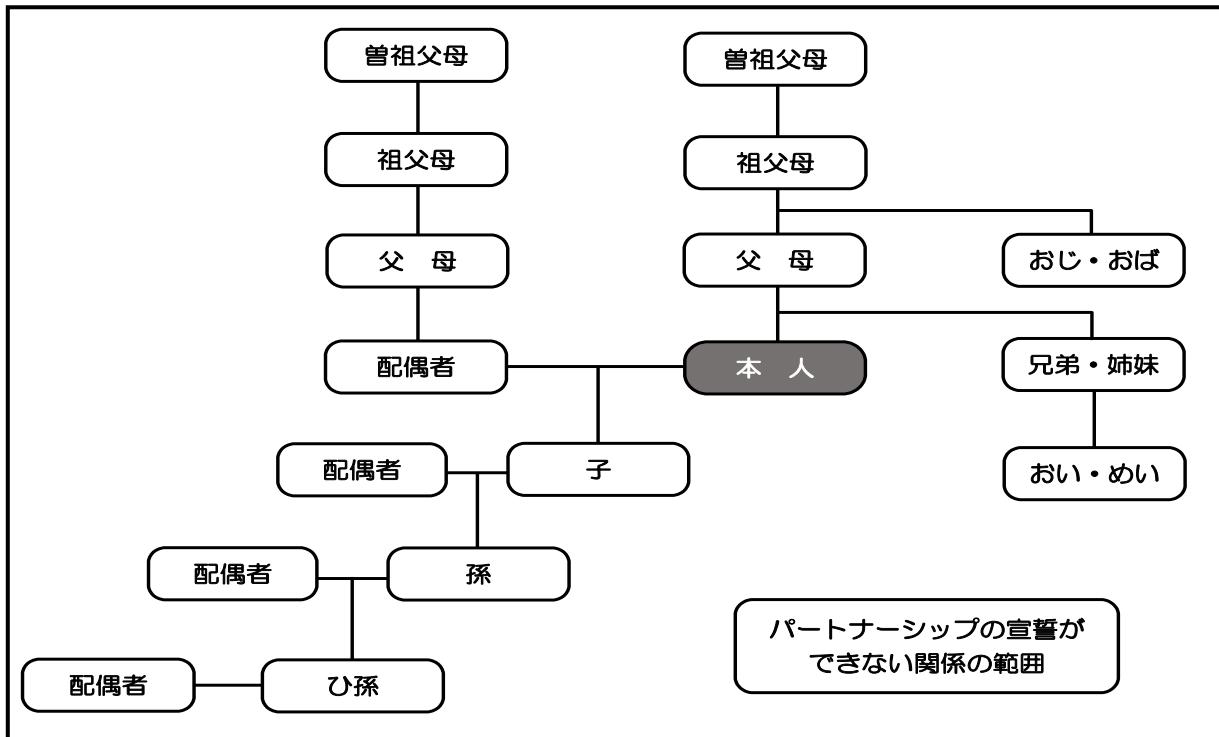
5 宣誓証明書交付後の諸手続き P5

6 よくある質問 P8

1 パートナーシップを宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 成年（満18歳）に達していること。
双方とも年齢が満18歳以上の方。
- (2) 多度津町に住所があること又は多度津町に転入予定であること。
町内に住所を有している方か、宣誓から3ヶ月以内に町内への転入を予定している方。
- (3) 配偶者がいないこと。
パートナーシップの宣誓をしようとする方同士が、外国で結婚している場合は宣誓が可能です。
- (4) 宣誓しようとする方以外とパートナーシップの関係ないこと。
同様の制度を実施している他の自治体で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方は、多度津町において宣誓することはできません。
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。
民法の規定により婚姻できない関係にある方とは宣誓することができませんが、パートナーシップの宣誓をしようとする方同士が養子縁組によって近親者となっている場合は、宣誓が可能です。



2 パートナーシップ宣誓の『予約』から『証明書交付』までの流れ

(1) 事前予約をしてください。

- 宣誓希望日の7日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに必ず、住民環境課の人権係へ電話又はメールで予約してください。
- 予約の際に、次のことをお伺いします。
 - ① 氏名（漢字・ふりがな、希望する場合は通称名も）
 - ② 宣誓希望日（第1～第3希望）
 - ③ 住所（又は転入予定先）
 - ④ 電話番号
 - ⑤ 宣誓時の個室希望の有無

(2) パートナーシップ宣誓を行います。

- 予約した日時、場所にお二人そろってお越しください。
- 町職員の立ち会いのもと、宣誓書に必要事項を記入していただきます。
- 本人確認及び宣誓内容や要件の確認を行います。

(3) 宣誓証明書が交付されます。

- すべての要件を満たしていることが確認できたら、パートナーシップ宣誓証明書を交付します。
- ※ 提出書類等に不備がある場合、即日交付ができないことがあります。

(4) 交付の手続きは終了です。

- 以上で、交付の手続きは終了となります。

※「転入予定」で宣誓された場合は、3か月以内に転入したことが確認できる住民票等を提出していただきます。

予約なしで来庁された場合は対応ができない可能性がありますので、必ず住民環境課人権係へ電話又はメールでご予約くださるようお願いします。

連絡先：多度津町役場 住民環境課 人権係

電話：0877-33-4480

メール：jyuukan@town.tadotsu.lg.jp

受付時間：平日 8:30～17:15（土日、祝日、年末年始を除く）

3 宣誓時にご用意いただくもの（必要書類）

- ・要件を満たしているか確認するため、次の書類を準備していただきます。
- ・宣誓そのものの手数料は無料ですが、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料等は自己負担となります。

※ 提出する書類は、発行から3か月以内のものをご用意ください。

（1）住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）

- ・宣誓する方ひとりにつき、1通をご用意ください。ただし、同一世帯の場合、二人分の情報が記載されていれば1通で結構です。
- ・転入予定の方は、可能であれば転出証明書を提示してください。用意ができない場合は、現住所が記載された住民票の写しを提出してください（転入後、改めて住民票の写しを提出していただきます）。

（2）独身であることを証明する書類

- ・宣誓する方ひとりにつき、1通をご用意ください。

☆ 日本国籍を有している方

次の書類のいずれか

- A. 戸籍抄本
- B. 独身証明書

※ いずれも本籍地の市区町村役場で発行されます。

※ なんらかの事情で無戸籍の方は、その旨を申し出てください。

☆ 日本国籍を有していない方

次の書類の全て

◇ 結婚していない場合

- A. 婚姻要件具備証明書（外国語）

B. Aの証明書を日本語に翻訳したもの

◇ これから宣誓をしようとしているお二人が外国で結婚している場合

- A. 婚姻証明書（外国語）

B. Aの証明書を日本語に翻訳したもの

※ これらの証明書の発行については、国ごとに取扱いが異なります。

該当する国の大蔵省等にお問い合わせください。

※ 日本語への翻訳はご本人が行っても問題ありません。

翻訳した書類に、翻訳した方の氏名を記入してください。

(3) 本人確認ができるもの

本人確認書類の例	
1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 顔写真付きの身分証明書（学生証、在留カード、特別永住者証明書など） <input type="checkbox"/> 顔写真付きの資格証明書（障害者手帳、船員手帳、無線従事者免許証など）	<input type="checkbox"/> 各種保険（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険など）の資格確認書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 顔写真のない身分証明書（学生証、社員証など） <input type="checkbox"/> 顔写真のない資格証明書（生活保護受給証、恩給等の証書など）

(4) 通称名が確認できるもの（通称名を使用する場合）

通称名確認書類の例	
1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> 社員証、学生証等（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 社員証、学生証等（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 郵便物

(1)～(4)以外にも、事情に合わせて町長が必要と認める書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

4 宣誓証明書が利用可能な多度津町の行政サービス一覧（随時更新）

担当課	行政サービス名	ご利用方法
建設課 (33-1112)	町営住宅	町営住宅への入居申込の際に、宣誓証明書の写しを提出していただくと、お互いを「親族」とみなすことができます。
政策課 (33-1116)	移住促進家賃 補助金交付	補助金の交付申請の際に、宣誓証明書の写しを提出していただくと、お互いを「夫婦」とみなすことができます。

※ サービスごとに、宣誓証明書の取り扱いは異なっているので、詳しいご利用方法については、担当課にお問い合わせください。

このほかにも、宣誓証明書を行政サービスに利用できる場合がありますので、気になることがございましたら、住民環境課人権係（33-4480）までお気軽にご相談ください。

5 宣誓証明書交付後の諸手続き

（1）宣誓証明書の再交付を希望する場合

- 交付を受けた宣誓証明書について、紛失、き損その他の事情（内容の変更など）により、再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」を町に提出する必要があります。

※ 詳しくは、住民環境課の人権係までご相談ください。

（2）宣誓証明書の返還が必要となる場合

- 次のいずれかに該当する場合は、「パートナーシップ宣誓証明書返還届」に宣誓証明書を添えて、町に提出する必要があります。
 - 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - 一方が死亡したとき。
 - 一方又は双方が町外に転出したとき。
 - 不正利用が判明するなどして、町長から返還を求められたとき

※ 詳しくは、住民環境課の人権係までご相談ください。

(3) 転居（町外への転出入）をした時

- ・状況に応じて手続きが異なりますので、ご確認の上、次のとおり手続きをお願いします。

☆ 通常の転出入の場合

- ・通常、パートナーシップ宣誓者が多度津町外へ転出する場合又は他の市町村から多度津町へ転入する場合は、転出する自治体での宣誓証明書の返還と、転入する自治体での再度の宣誓が必要となります。
- ※ 「パートナーシップ（宣誓）制度」は、自治体ごとに制度を設けているため、通常は転出入する度に、それぞれの自治体で返還と宣誓を行っていただく必要があります。自治体によっては制度を導入していない場合や、要件が厳しい場合もありますので、転出入の際はそれぞれの自治体の制度について事前にご確認ください。

☆ 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体（以下「連携自治体」といいます。）の間で転出入する場合

- ・連携自治体間で転出入する場合は、通常の場合と異なり、転出する自治体での宣誓証明書の返還手続きが不要となるほか、転入する自治体でのパートナーシップの宣誓の継続申告をすることで、一部の手続きが省略されます。

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク とは

パートナーシップ宣誓者が転居する際の手続きの負担軽減を図るために構築されたネットワークで、全国で 250 を超える自治体が加入しています。
多度津町も、令和 7 年 10 月 1 日付けでこのネットワークに加入しています。

① 連携自治体で宣誓済みの方が、多度津町に転入する場合

- ◇ 転出自治体（連携自治体）での手続き
 - ・転出する連携自治体におけるパートナーシップ宣誓制度に関する手続きはありません。
※ 念のため、転出する連携自治体の窓口にお問い合わせください。
- ◇ 転入自治体（多度津町）での手続き
 - ・多度津町住民環境課の人権係まで、電話又はメールで事前予約の上、お二人揃って窓口までお越しください。
 - ・町職員立ち会いのもと、「パートナーシップ宣誓継続申告書」に必要事項を記入していただきます。
 - ・継続申告書には、次の書類を添付してください。
 - 転出する連携自治体が交付した宣誓に係る証明書
 - 転出する連携自治体から多度津町に転入したことを証する書面の写し

- ・継続申告書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の書類のいずれかを提示してください。
 - A. 運転免許証
 - B. 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - C. 旅券（パスポート）
 - D. 官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書（本人の顔写真があるもの）
 - E. その他本人確認ができる書類
- ・本町のパートナーシップ宣誓制度の要件を満たしていることが確認できた場合は、宣誓証明書を交付します。

※ 継続申告をするためには、転出する連携自治体から多度津町に転入したことを、町から転出する連携自治体に対して通知することについて、同意をいただく必要があります。もし同意をされない場合は、通常の宣誓の手続きを行っていただくことになりますので、ご了承ください。

② 多度津町で宣誓済みの方が連携自治体に転出する場合

◇ 転出自治体（多度津町）での手続き

- ・多度津町におけるパートナーシップ宣誓制度に関する手続きはありません。

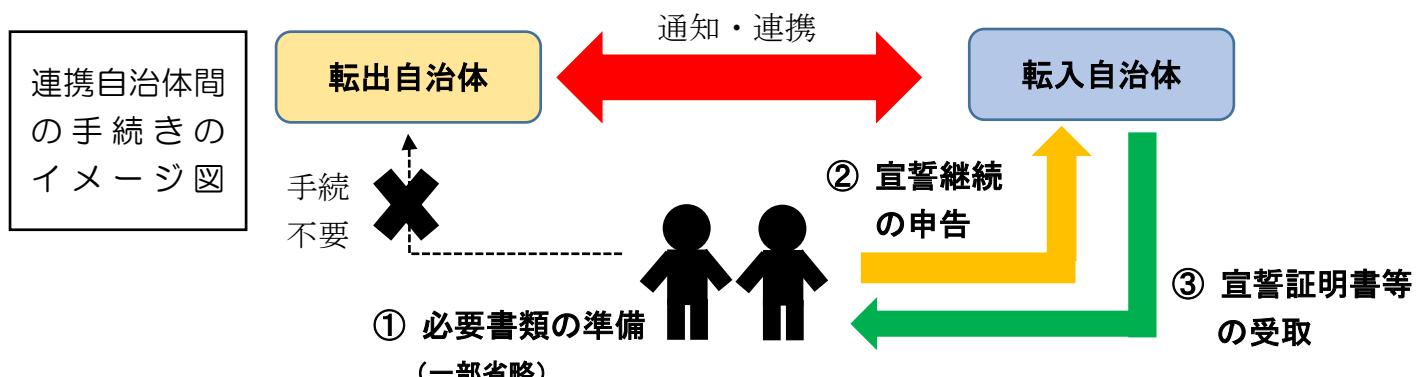
◇ 転入自治体（連携自治体）での手続き

- ・転入する連携自治体の指示に従って、パートナーシップ（宣誓）制度の継続申告をしてください。
- ・転入する連携自治体で継続申告をする際に、転入する連携自治体に対し、多度津町が発行したパートナーシップ宣誓証明書（原本）を提出してください（それにより、多度津町の証明書が返還されたものとみなします）。

※ 転入する連携自治体における手続きの詳細は、転入する連携自治体の窓口にお問い合わせください。

※ 継続申告は、連携自治体から連携自治体へ転居（転出入）する場合のみ可能な手続きです。転出する自治体と転入する自治体のいずれかがネットワークに加入していない（連携自治体ではない）場合は、それぞれの自治体が定める通常の手続きを行っていただくようになりますので、ご注意ください。

※ また、継続申告が可能なのは、転入する連携自治体におけるパートナーシップ（宣誓）制度の要件を満たしていることが前提条件となりますので、ご了承ください。



6 よくある質問

全般	
Q1	パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。
A1	<p>婚姻を行うと、民法規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。</p> <p>一方、多度津町のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づき行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。しかし、証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも、証明書の利用等について周知を進めていくこととしております。</p>
Q2	パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。
A2	宣誓や宣誓証明書の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓に係る必要書類の交付手数料等は自己負担となります。
Q3	宣誓に関する手続きはインターネットや郵送でできますか。
A3	宣誓に関する手続きは、宣誓の予約を除き、基本的に住民環境課の窓口で行っていただきます。
Q4	私はパートナーシップ制度を導入している他市町から多度津町に転入する予定です。この時、その自治体から交付されているパートナーシップ宣誓証明書を多度津町でそのまま使うことはできませんか。
A4	「パートナーシップ（宣誓）制度」は自治体ごとに制度が設けられているため、転出する自治体から交付された証明書をそのまま使うことはできません。通常は、転出する自治体と多度津町において、それぞれ必要な手続きを行っていただくようになります。なお、転出する自治体が連携自治体（「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体）である場合、手続きの一部が簡略化されることがあります。詳しくは、手引きの6・7ページをご確認ください。
Q5	「パートナーシップの宣誓をしようとする方同士が養子縁組によって近親者となっている場合は、宣誓が可能ですか。」とはどういうことですか。
A5	パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により、当事者同士間又は当事者の親との養子縁組を行ったことで、近親関係となっている場合は、この要件の例外として、宣誓を認めています。
Q6	私達は、法律的には私が女性、パートナーが男性のカップルです。宣誓はできますか。
A6	宣誓をしようとしているお二人の一方若しくは双方が、性的少数者（性的マイノリティ）にあたるのであれば、宣誓は可能です。どちらも性的少数者（性的マイノリティ）にあたらない場合は、制度の対象となりません。

「宣誓をすることができる者の要件」について

「年齢要件」について

Q 7 宣誓の日時を予約する時点では、まだ成年に達していませんが、予約することはできますか。

A 7 宣誓を行う日に両者が成年（満18歳）に達していれば、宣誓は可能です。

「住所要件」について

Q 8 パートナーと同居していないと宣誓できませんか。

A 8 同居している必要はありません。「お互いに協力し合って生活する」という実態が確認できれば問題はありません。

Q 9 宣誓の後に、多度津町内に引っ越す予定ですが、まだ入居先が決まっていません。

A 9 宣誓後に町内への転入を予定している方は、宣誓の日から3か月以内に、多度津町へ転入したことがわかる住民票を提出してください。

※ 期限までに転入されなかった場合、宣誓の証明は取り消されます。

「宣誓の方法」について

宣誓の予約について

Q 10 予約の時に伝えた内容に一部変更（誤り）がありました。

A 10 変更があった（誤りがあった）内容について、宣誓日の前日までに住民環境課の人権係まで連絡してください。

Q 11 事前に必要な書類が準備できているか、私たちが要件を満たしているかを確認してもらうことはできますか。

A 11 ご相談いただければ、お二人が宣誓に必要な要件を満たしているかを確認することは可能です。

宣誓当日について

Q 12 パートナーが役場を訪問することができません。パートナーが書いた委任状を持参して、私だけで宣誓することはできますか。

A 12 両当事者の意思を確認するためにも、パートナーシップを宣誓する際には、必ずお二人がそろって窓口にお越しいただく必要があります。よって、宣誓をすることはできません（夜間・休日等での対応を希望される方は、事前にご相談ください）。

Q 13 代筆を頼む相手は、誰でもいいのですか。

A 13 お二人が同意して決められた方であれば、原則どなたでも代筆は可能です。

Q 14 代筆者の本人確認書類はいらないのですか。

A 14 宣誓をするお二人と町職員が立ち会っている状況下での代筆ですので、代筆者の方の本人確認は不要です。

Q15	私は、パートナーシップの宣誓の後に引っ越しをする予定です。この時、宣誓書の住所欄には「引っ越しをする前の住所」と「引っ越しをした後の住所（引っ越し先）」のどちらを記入すべきですか。
-----	--

A15	「宣誓をする日の時点での住所」を記入してください。 なお、この場合は、転入が確認されてから証明書を発行いたします。
-----	--

「必要書類」について

Q16	私（又はパートナー）は、これまで通称名を使用していませんが、宣誓を機に、通称名を使用したいと考えています。通称名を使用しての宣誓は可能ですか。
-----	---

A16	使用する通称名、通称名を使用したい理由等を記載した書類を添えていただくことで、宣誓の日から使用する通称名で宣誓することが可能です。
-----	---

「本人確認」について

Q17	本人確認に提示できる書類を何も持っていないません。
-----	---------------------------

A17	パートナーシップの宣誓は、ご本人及びパートナーの方の意思によってのみ成り立つものです。そのため、それがご本人であることを確認する必要があります。各種保険の資格確認書、年金手帳など、どなたでも取得できる本人確認書類があると思われますので、必ずご用意ください。
-----	--

「証明書の交付」について

Q18	宣誓証明書を郵送で送ってほしいのですが。
-----	----------------------

A18	原則として、窓口での直接交付となります。誤送付や配送事故による紛失を防ぐため、郵送等による証明書の送付は行っておりません。
-----	---

宣誓証明書交付後の手続きについて

Q19	宣誓後に氏名（通称名）を変更しました。何か手続きは必要ですか。
-----	---------------------------------

A19	証明書に記載されている内容（戸籍上の氏名、（通称名）、特記事項、緊急連絡先）に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。「パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」により申請をお願いします（理由は「その他」となります）。内容の確認ができ次第、変更を反映した証明書を再交付いたします。
-----	---

Q20	宣誓後に住所を変更しました。何か手続きは必要ですか。
-----	----------------------------

A20	転入予定で宣誓を行い、3か月の期限内に多度津町へ転入した場合は、住民票の写しを提出してください。 多度津町から転出した場合は、証明書の効力が失われますので、返還手続きを行っていただくようになります。 多度津町内で転居した場合は、その旨をご連絡いただだけで構いません。
-----	---

Q21	宣誓証明書の再交付をしたいのですが、申請書を提出すれば、すぐに発行してもらえますか。
A21	再交付申請書に不備等が無ければ即日発行は可能ですが、お待たせするようになるため、なるべく事前予約をお願いします。
Q22	宣誓後に私（又はパートナー）が町外へ引っ越すことになりました。この場合、宣誓の証明は取り消されてしましますか。
A22	パートナーシップ宣誓を行ったお二人のうち、一方でも町外へ転出した時点で、宣誓の証明は取り消しとなり、返還手続きを行っていただくようになります。ただし、住民票の異動を伴わなければ、この限りではありません。
Q23	パートナーから一方的に、関係の解消を告げられました。宣誓証明書を返還しなければいけませんか。
A23	パートナーシップは、両者の意思に基づいてのみ成立しますので、どちらか一方でも関係性を維持する意思を失った場合は解消されます。この場合も、返還手続きを行っていただくようになります。
Q24	宣誓証明書を返還しなければならない事由が発生しましたが、形見や記念等として宣誓証明書を所持しておくことは可能ですか。また、この場合、パートナーに交付されていた宣誓証明書も所持しておくことはできますか。
A24	原則、返還していただくことになります。ただ、町長公印の箇所に穴を開けるなどの無効化処置を行った上で、公的証明書ではなく想い出の品として引き続き所持していただくことが可能な場合もありますので、一度ご相談ください。

パートナーシップ宣誓制度の利用等について

Q25	なりすまでの宣誓や偽造等による悪用はされませんか。
A25	宣誓を行う際に添付書類及び提示書類で厳に本人確認を行うことで、なりすまによる宣誓や偽造等による悪用を防止しています。なお、虚偽によりパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けたり、不正に利用したりした場合は、当該パートナーシップ宣誓の証明を取り消し、宣誓証明書を返還していただきます。
Q26	制度の利用に際して、プライバシーは守られますか。
A26	宣誓される方のプライバシーの保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。
Q27	宣誓証明書は、どこで利用できるのですか。
A27	「パートナーシップ（宣誓）制度」には法的効力はありませんが、多度津町では、証明書の提示により利用できる行政サービスの充実を図っているところです。また、民間事業者に対しても、証明書を利用できる機会を創出していただくために、周知啓発を進めています。既に民間事業者が利用可能なサービスを提供していることがあります、個別のサービスについては提供元にお問い合わせください。



多度津町 住民環境課 人権係

〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

電話 : 0877-33-4480

メール : jyuukan@town.tadotsu.lg.jp

受付時間 : 平日8:30~17:15(土、日、祝日、年末年始を除く)

多度津町HP「多度津町パートナーシップ宣誓制度の導入について」

多度津町 パートナーシップ宣誓制度

検索



発行 令和7年12月15日